

(1) 保育園の利用基準

保育の必要性の事由		保護者の状態		基準点数		
番号	類型	細目			適用	
1	就労	就労	140時間以上	1月当たりの通常の労働時間（休憩時間を除く。）による	10	
			120時間以上140時間未満		9	
			100時間以上120時間未満		8	
			80時間以上100時間未満		7	
			64時間以上80時間未満		6	
		派遣先未確定	派遣先未確定	派遣先確定以外の派遣労働者の場合	3	
2	母親の妊娠・出産	妊娠・出産		出産予定日を含む月及びその前後2月間	9	
3	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1月以上の入院の場合	10
			居宅療養	病床	疾病のため1月以上常時病床についている場合	10
				療養	おおむね1月以上安静加療を必要とする場合	5
		障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持しているか、これと同程度と判断される場合	10
			身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級又は療育手帳Bの1			8
			身体障害者手帳5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bの2			6
4	病人の看護等	入院付添い		おおむね1月以上親族の入院に付き添っている場合	10	
		同居の親族の看護又は介護		要介護3から要介護5までの認定を受けている者又は常時看護若しくは介護を要する者の看護又は介護をしている場合	10	
				要介護1若しくは要介護2の認定を受けている者又は常時観察を要し、及び随時看護若しくは介護を要する者の看護又は介護をしている場合	6	
5	災害復旧			震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	
6	求職活動・起業準備	求職活動		求職活動をする期間が1月以内の場合	3	
		起業準備		起業のため日中その準備を常態とする期間が3月以内の場合	3	
7	就学・職業訓練	140時間以上		1月当たりの在学する大学、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設での受講時間（休憩時間を除く。）又は公共職業能力開発施設等において職業訓練を受ける時間（休憩時間を除く。）による	9	
		100時間以上140時間未満			7	
		64時間以上100時間未満			6	
8	前各項に類する状態（基準点数は調査により決定）					

(2) 調整点数

	適用	調整点数
世帯の状況	父又は母が死亡、離別、行方不明、拘禁等の場合	+13
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の場合	+2
	当該申込みに係る児童に生計を一にする兄弟姉妹（以下単に「兄弟姉妹」という。）（小学校就学前児童に限る。）が2人以上いる世帯の場合	+1
	兄弟姉妹が市内の同一でない保育園に在園している場合であって、保育園の利用を希望する場合であって、保育園の利用を希望する期間の開始の日において、当該申込みに係る児童の兄弟姉妹が当該保育園に在園している見込みがあるとき又は兄弟姉妹が同時に同一の保育園に入園の申込みをするとき。	+4
	保育園の利用を希望する期間の開始の日において、当該申込みに係る児童の兄弟姉妹が市内の保育園に在園している見込みがある場合又は当該兄弟姉妹が同時に申込みをする場合（当該児童とは別の保育園に入園の申込みをする場合を含む。）（前項に該当する場合を除く。）	+2
	保護者のいずれかが単身赴任している場合（当該申込みに係る児童が祖父又は祖母と同居している場合を除く。）	+1
勤務状況	保護者のいずれかが市内の保育園に保育士又は保育教諭として勤務し、又は保育園の利用を希望する期間の開始の日において勤務を予定している場合	+3
	保護者のいずれかが産後休暇又は育児休業を取得している場合であって、保育園の利用を希望する期間の開始の日から当該日の翌日から起算して10日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する休日を除く。）を経過する日までの間において、当該産後休暇又は育児休業に係る就労先において復職を予定している場合	+2
保育料の滞納	兄弟姉妹又は当該申込みに係る児童について保育料を滞納している場合	-5

備考

- 1 基準点数に調整点数を加えて得た点数（次項において「総合点数」という。）の高い者から順次利用を承諾する。
- 2 総合点数が同一の場合にあつては基準点数の高い者から順次利用を承諾し、総合点数及び基準点数が同一の場合にあつては所得の低い者から順次利用を承諾する。
- 3 この表において「派遣先確定」とは、事業主がその雇用する派遣労働者について、当該派遣労働者の児童が保育園へ入園することが決定した場合において、当該派遣労働者の派遣先が確定することをいう。ただし、事業主が当該派遣労働者について、次に掲げる事項を証明する書類を発行する場合に限る。(1)派遣先 (2)就労開始日 (3)1月の労働時間（休憩時間を除く。)